

子どもの医療費助成制度の創設について

子どもの医療費助成制度は、子どもの健全な育成支援、保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市区町村において実施され、全ての都道府県が財政を支援しており、子どもが安心して医療を受診できるよう大きな役割を果たしている。

子どもの医療費助成制度は、子育てする上で重要な役割を担っているものの、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象児童の年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、財政力等により制度が異なっているのが現状である。

また、地方自治体が行う制度拡充は、自治体間の競争を煽る結果となっており、このことが財政負担を大きくしていることも看過できない状況にある。

国においては、子どもが自立した個人として、ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、令和5年4月から「こども家庭庁」を設置し、子どもに関する施策の充実・強化を図ろうとしている。

年明けには、岸田総理大臣が、先送りできない問題への挑戦を続けるとし、「異次元の少子化対策」を挙げられ、将来的な子ども予算倍増に向け、支援策を包括的に議論することが明言されている。

こうしたことから、未来を担う子どもを安心して「生む」「育てる」「守る」ことができる社会の実現を目指し、国、都道府県、市町村が一体となって、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療が受けられるよう、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設をこの機に行うことが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

国、都道府県、市町村が一体となって全ての子どもへの支援が可能となるよう、国の責任において、窓口での医療費負担がなく医療が受

けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

なお、地方自治体が独自に実施する、子どもの医療費の窓口負担軽減に対して、現在国が講じている、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、直ちに全廃すること。

令和5年1月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

内閣府特命担当大臣（こども政策担当） 小倉 将信 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県市長会会長 本 村 賢太郎

神奈川県町村会会長 湯 川 裕 司